令和８年（フ）第５２１号
岡山市中区円山60番地４　エアフォルクⅣ201号室
債務者　法月　和子
1　決定年月日時　令和８年９月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２５号
広島県山県郡北広島町中原729番地、申立時の住所広島県庄原市上原町2666番地１　コンドミニアム上原　102号（前住所）広島県三次市南畑敷町502番地６（ＨＯＥＩ21　306）
債務者　渡辺　大陽
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
広島地方裁判所三次支部

令和８年（フ）第１００号
山口県下関市長門町７番９―307号　茶山ビル、前住所山口県下関市長府浜浦町20番３号、前々住所大阪府大阪市東淀川区豊里７丁目18番２―602号
債務者　大杉小百合
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第２４８号
愛媛県東温市田窪2208番地３
債務者　黒田　貴義
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４９号
愛媛県東温市田窪2208番地３
債務者　黒田まなみ
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６１号
愛媛県伊予市下吾川499番地１　グリーンパーク常川Ｂ棟201号
債務者　萬代　　弘
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６８号
愛媛県松山市保免中１丁目９番15号　笑歩会保免107号
債務者　菅野　豊子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８２号
愛媛県松山市志津川町130番地１　ブライムシツカワ103号
債務者　山下　愉太
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８４号
愛媛県松山市居相２丁目６番25号
債務者　石丸　雄登
1　決定年月日時　令和８年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７０号
福岡県直方市大字直方370番地１　モイ・シャンドン７号
債務者　栗山　春樹
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和８年（フ）第３３８号
宮崎市永楽町184番地２　西下コーポ201号
債務者　吉田　　塁
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３４７号
宮崎市青島４丁目５番７号
債務者　新納　康孝
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０４号
宮崎県都城市一万城町47号３番地２
債務者　東原　信行
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０９号
宮崎県都城市上長飯町5111番地　県営一万城南団地４棟101号室、前住所宮崎県都城市東町３街区18号
債務者　木内　寛明
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１２号
宮崎県都城市上長飯町87号１番地３、前住所福岡県福岡市南区的場二丁目４番28―605号　ＣＲＥＳＴ　ＬＵＣＫ
債務者　野村　優樹
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１１４号
宮崎県都城市都原町7136番地　メゾン森103号
債務者　濟陽　理恵
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１５０号
宮崎県東臼杵郡諸塚村大字七ツ山2471番地
債務者　甲斐　泰士
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
宮崎地方裁判所延岡支部